

社協通信

第1号

◆発行日◆
平成27年3月1日

◆発行者◆
松前町社会福祉協議会

◆住所◆
松前町字福山236-4
地域福祉交流センターゆいっこ
☎ 42-2270



松前地域福祉交流センターゆいっこ

社会福祉法人松前町社会福祉協議会の所在地

平成22年11月25日に完成し、はや5年目を迎えることになりました。

これまで「ゆいっこ通信」や「ほーぷ通信」を通じて、町民の皆様に社協活動や建物に併設している障がい者地域活動支援センターほーぷの活動をお知らせしてきました。

建物の愛称として、考え抜いたのが「ゆいっこ」でした。語源は「ゆい、結い」。今日では話し言葉として使わなくなっていますが、言葉の意味には「たすけあう」や「支え合う」ことが含まれているようで、まさに福祉の精神であることから命名いたしました。

国の福祉施策として都道府県単位、市や町にある「社会福祉協議会」、略して「社協」。活動目的は、地域福祉事業の推進。社会福祉法第109条に明記されています。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように住民の力を借りながら、息の長い活動を継続していくかなければなりません。

地域には少なからず潜在する福祉課題があります。社会福祉協議会として解決の糸口となる妙案を地域住民の皆様とともに見つけたいところです。

松前町も人口の高齢化や減少、少子化、過疎化、産業の衰退など。今日では限界集落と言言葉まであり、課題は山積しているところ

です。
松前町社会福祉協議会の広報紙「社協だより」あらため、「社協通信」として生まれ変わります。

国や北海道、松前町の福祉情報や住民による福祉活動の取り組みを随時ご紹介、発信して参りますのでよろしくお願ひ申し上げます。

松前町社会福祉協議会役員及び評議員の紹介

社会福祉法人松前町社会福祉協議会の

役員及び評議員をご紹介します。

役員及び評議員の任期はともに2年となっております。

社会福祉法人設立以来役員及び理事の定数を改正していませんでしたが、設立当時の人口規模と現在の人口規模の変化を考慮し、役員及び理事の定数を改正することとしました。

改正後の開始時期を平成26年度からとして、理事定数を11人から8人へ、評議員定数30人から20人へといたしました。

松前町社会福祉協議会の経営及び事業推進を担う役員及び評議員となります。

松前町社会福祉協議会が取り組む各種事業に町民皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

理事（定数8名）

会長 長瀬弘雄

副会長 加藤 卓

副会長 斉藤 協

理事 田島順子

理事 西村トセ

理事 野戸睦子

理事 高橋清晴

理事 松橋祐二

監事（定数2名）

監事 松尾佳清

監事 古海フジノ

評議員（定数20名）

白神 鳴海ふみ子

荒谷 伊藤昌子

上川 千葉友子

朝日 佐藤伸子

月島 中村ヒデ

豊岡 桂 秀子

豊岡 久保 郁子

松城 菊池和子

博多 宮島里美

大磯 金谷健章

弁天 伊達 猛

建石 川村房子

札前 濱村明美

赤神 木村初枝

静浦 宮本 理恵子

茂草 堀川 純子

清部 新岡 良子

江良 船尾 揚子

江良 木村ウメ子

原口 斉藤 多喜雄

役員及び評議員の任期

〔任期平成26年4月1日から

平成28年3月31日まで〕

社会福祉協議会のイメージキャラクター

北海道社会福祉協議会が制作したイメージキャラクターをご紹介します。北海道内の市区町村社会福祉協議会が取り組む様々な福祉事業をイメージした中でデザインされました。支えあい、たすけあい、住民参加、たくさんの方が応援されています。



松前町社会福祉協議会 法人化40年の歩み

松前町社会福祉協議会が設立されたのはいつなのか。古い資料を見ながらさかのぼってみました。

昭和20年代の頃、松前町、大島村、小島村、大沢村があつた頃でありません。

昭和29年7月に町村合併が行われ、新生松前町が誕生しました。旧町村にはそれぞれ、社会福祉協議会という団体はあつたようで、昭和26年7月大島村社会福祉協議会会長就任と記載されたある役員の履歴書が残っています。

また、昭和30年4月松前町社会福祉協議会理事に就任というある役員の履歴書が残っています。町村合併と同じく、社会福祉協議会も合併したものと思われまます。

社会福祉法人格取得に向けた動き。
昭和48年10月1日 社会福祉法人認可申請

昭和49年1月10日 社会福祉法人認可書が交付

昭和49年2月13日 設立登記完了

法人事務所は、松前町役場内であり、職員は事務局長、書記2名。また当時の役場職員にも業務を支援していただいていた記録が残っています。

昭和53年に神明30番地松前町総合センターに事務所が移転。さらに、平成13年8月に福山93番地の1旧松前道有林管理センターに事務所移転。また、平成22年11月28日に現在の福山236番地の4へ移転の経過をたどりましました。

昭和57年度に松前町社会福祉大会が江良町内会館において開催され、大会決議として松前町に老人ホーム建設が採択されました。

それを経て、松前町とともに北海道へ陳情書を提出。昭和59年老人ホーム建設準備委員会が社協事務所内に同居することになりました。

その努力があつて、昭和62年9月に松前町に老人ホームが建設されま

した。

さて、当時の社会福祉協議会は、地域福祉事業の推進をしつつ、松前町老人クラブ連合会事務局、松前町心身障害者福祉協会事務局、松前町遺族会事務局、松前町母子会事務局、共同募金会松前町分会事務局、松前町手をつなぐ親の会事務局を併せて担っておりましました。

社会福祉協議会職員は3名体制。

昭和から平成へ

在宅福祉サービスの推進をテーマとする地域福祉事業の展開。

松前町からの委託事業を受けつつ、平成9年度から老人家庭奉仕員派遣事業を受託。ヘルパーさんがやってきた。といつても事務所には入りきらずに、健康センターに間借り。

平成12年4月、介護保険制度スタート。

訪問介護事業を実施。

旧松前道有林管理センターが新築移転し、旧事務所が松前町へ譲渡されたことにもつて、平成13年8月に社協事務所移転。ヘルパーさんとともに一つにまとまりました。

平成14年度、居宅介護支援事業を

実施。

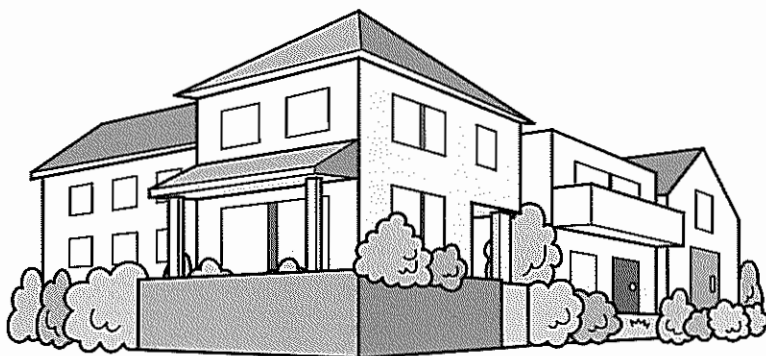
平成15年度、支援費制度スタート。
平成15年度から17年度までに、松前町より「在宅介護支援センター」業務を受託。

訪問介護事業所とともに居宅介護事業を実施。

平成20年4月 障がい者地域活動支援センター業務受託。

平成22年2月 地域福祉交流センター建設構想立ち上がる。

平成22年11月 地域福祉交流センター竣工。





1. 運動の趣旨

北海道町内会連合会では、地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者を介護する家族にとって、一番身近な町内会・自治会において、要援護者の発見・声かけ・助け合い活動を実践していただくことを目標に「ひとりの不幸もみのがさない住みよい町づくり全道運動」を平成2年度から北海道社会福祉協議会、北海道共同募金会との三者提唱により進めています。事業を実施する単位町内会あるいは地区連合町内会には、3万円の活動資金を助成しています。

1. 24年間に2,567町内会
が取り組み

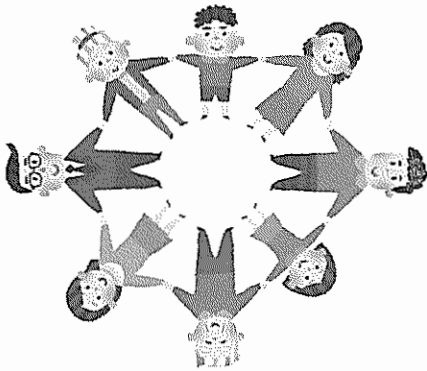
平成25年度は、道内の118実践地区（町内会等）において、全道運動が取り組みました。平成2年度から24年間の実践地区数は、延べ2,567実践地区

「町内会等」、事業数は、延べ4,844事業となります。

地域に暮らすひとり暮らしの方高齢者や高齢者はますます増加する傾向となります。

松前町も例外に漏れず、2025年には、高齢化率49%を超える状況となります。

町内会の行事を通じた各種取り組みが地域で暮らす高齢者等を住民参加によって支えあい、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めましょう。



これまでの実施地区（町内会等）数

年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
地区	34	59	69	70	82	101	96	97	88	131	151	144	123
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計	
地区	117	124	122	110	119	121	126	122	123	120	118	2,567地区	

平成25年度事業ベスト10

～「各種行事を通じた交流」が1位、「健康教室・相談・勉強会・研修会」が増加～

順位	事業名	事業数	活動の種類
1位	各種行事を通じた交流	35事業	交流活動
2位	ふれあいサロン活動	29事業	交流活動
3位	会食会など	17事業	交流活動
4位	訪問活動	16事業	在宅福祉サービス活動
5位	健康教室・相談・勉強会・研修会	12事業	啓発活動
6位	三世代交流	9事業	交流活動
7位	防犯パトロール	7事業	ネットワークづくり
8位	食事サービス	5事業	在宅福祉サービス活動
8位	除排雪・環境整備活動	5事業	在宅福祉サービス活動
8位	世帯調査・マップづくり	5事業	調査活動
8位	たすけあいチーム作り・小地域ネットワーク活動	5事業	ネットワークづくり
8位	災害時要援護者のための体制づくり	5事業	ネットワークづくり

松前町社会福祉協議会が独自に支援する ひとりの不幸もみのがさない活動助成事業

対象団体：松前町内の町内会
助成額：単年度 50,000円上限

事業助成財源は、町民からご協力いただく、「赤い羽根共同募金」と「社協寄付金」です。

松前町社会福祉協議会では町内会が取り組む地域福祉活動に対して、平成13年度より、北海道町内会連合会が行う同事業とは別に独自に活動資金の助成を行っています。

町内会が取り組める事業メニューを提示しつつ、町内会側に福祉活動の選択を行っていただいております。

助成事業をはじめ、10年以上が経過していますが、少しずつでも地域福祉活動の推進が住民の力で取り組まれていることに拍手を送りたいと思います。

松前町の福祉課題は、人口の高齢化や単身高齢者が増加する傾向から、様々な生活課題が見込まれています。

介護保険制度だけでは高齢者を支援できるものではありません。

改正介護保険制度では、要支援者に対する新たな地域支援事業を地域展開することになります。福祉課題解決のためにも、地域住民の協力が不可欠となる状況であります。

平成26年度助成分も27年3月まで受付中です。



平成25年度ひとりの不幸も見のがさない活動助成実績

- 助成金 各50,000円
- 助成総額 650,000円
- 助成先

建石町内会	長寿と楽しむ会
荒谷町内会	介護予防「タンポポ教室」事業
博多町内会	高齢者見守り隊活動
大沢町内会	大沢を元気な地域に「裸の付き合い」大作戦事業
豊福町内会	カモメ教室・地域支え合い事業
大磯町内会	大磯健康クラブ事業
赤神町内会	赤神高齢者お楽しみ会
静浦町内会	敬老会
茂草町内会	茂草町内会敬老会事業
清部町内会	第12回清部地区ふれあい広場
原口町内会	原口敬老会（地域交流事業）
唐津町内会	防災訓練及び要支援者交流会
白神町内会	白神高齢者交流事業

日常生活自立支援事業のお知らせ

日常生活

自立支援事業とは？

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

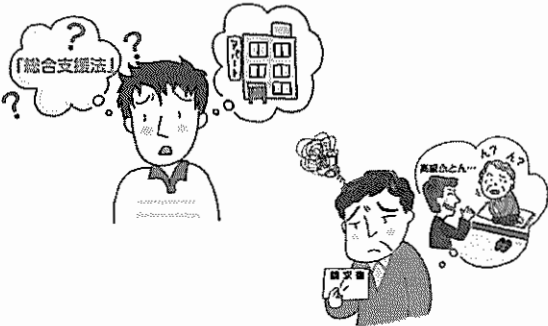
● 本事業は、「契約」に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容の理解力）が必要です。

● 判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

● 現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。

● 在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していただく方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。



福祉サービスの内容？

① 福祉サービスの利用援助

（基本事業）

福祉サービスの情報提供や利用についての手続きをお手伝いします。

① 福祉サービスを利用するまたは利用をやめるために必要な手続き

② 福祉サービスの利用料を支払う手続き

③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き



② 日常的金融管理サービス（オプション）

日常的な金銭管理のお手伝いをします。取り扱う預貯金の口座の限度額は50万円程度を目安としています。

① 年金や福祉手当などの受領に必要な手続き

② 税金や社会保険料、医療費や公共料金を支払う手続き

③ 日常的な生活費の払戻し預け入れなどの手続き



③ 書類等の預かりサービス（オプション）

本会が金融機関の貸金庫に大切な書類等をお預かりいたします。

お預かりできるもの（原則として、ご本人名義のものに限ります。）

- ① 預貯金通帳 ② 年金証書
- ③ 権利証 ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書 ⑥ 印鑑

利用料金は？

1回（1時間程度）の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費をいただきます。

生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。

また、書類等の預かりサービスをご利用される場合、貸金庫利用料の実費をいただきます。

利用までの流れ？

● 相談の受付
社会福祉協議会に連絡してください。

● 相談・打ち合わせ
担当者がうかがいます。

● 契約書、支援計画の作成
お困りのことを一緒に考え支援計画をつくります。

● 契約

契約内容に間違いがなければ、ご利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。

● サービスの開始

支援計画にそって、担当者（生活支援員）がサービスを提供します。

生活困窮者自立支援法」が施行された

施行日 平成27年4月1日

生活困窮者をめぐる

現状と課題

平成26年3月の全国で生活保護世帯数は、約160万2千世帯。世帯人員217万1千人を超える状況です。平成15年度から生活保護受給が急激に増加しています。

生活困窮者 自立支援制度の理念

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するものです。

2. 制度の目指す目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保
・本制度では、本人の内面

からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。

・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状況に応じた自立を支援する。

・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。
(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)

・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうこ

とは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援：生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援：生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個人々の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援：真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援：自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援

を提供する。
(5)分権的・創造的な支援：主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

北海道渡島総合振興局では、平成26年度にモデル事業として、昨年9月より北海道社会福祉協議会に委託して、「おしまHOT(かない)センター」を開設して実証検証を行っているところです。

生活困窮者自立支援法施行に伴い、福祉事務所を設置する市を中心に自立相談支援事業が取り組まれます。しかし、同法の対象となる生活困窮者は町村自治体にもいます。

この場合は、それぞれの振興局と町村自治体間で事業が取り組まれることになります。

社会福祉協議会としても生活困窮者が在町住民である場合、相談支援にあたり、おしまHOT(かない)センターに橋渡しをし、支援を行います。

北海道社会福祉協議会 自立相談支援センターおしま 「おしまHOT(ほっと)かないセンター」

住 所：七飯町本町5丁目1番6号639番地2 アトラスビル1階

電話 0138-64-6280

相談受付：午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始除く)

北海道社会福祉協議会が受託し、相談窓口を右のとおり開設しておりますので、ご相談するようお知らせいたします。
何らかの理由で相談できない場合は、松前町社会福祉協議会で橋渡しを行いますのでご相談ください。

災害救援協定の締結

北海道社会福祉協議会と 松前町社会福祉協議会



平成25年4月1日発効

東日本大震災からまもなく4年を迎えます。いまだに災害復興が続いており、避難生活を送られている方も多くあります。渡島大島の噴火で津波による大災害があったことは歴史に記されているをご承知のことと思います。

北海道社会福祉協議会では道内市区町村社会福祉協議会と災害救援協定の締結を呼びかけ、その取り組みが少しずつ進んでおります。

阪神大震災、有珠山火山噴火災害、東日本大震災で被災された方々の状況を踏まえて、万一、もしもの大災害が発生した場合に備えて、北海道社会福祉協議会と災害救援協定を平成25年4月1日付けで災害救援協定を締結しております。

松前町で大災害が発生した場合に、北海道社会福祉協議会職員の支援を受けられるようになります。

反面、北海道社会福祉協議会より救援要請がある場合、松前町社会福祉協議会より災害救援に職員派遣を行うものであります。

災害はないことを願うばかりですが、いざというときのためにも家族との連絡方法や防災について話し合っておくことも必要であります。

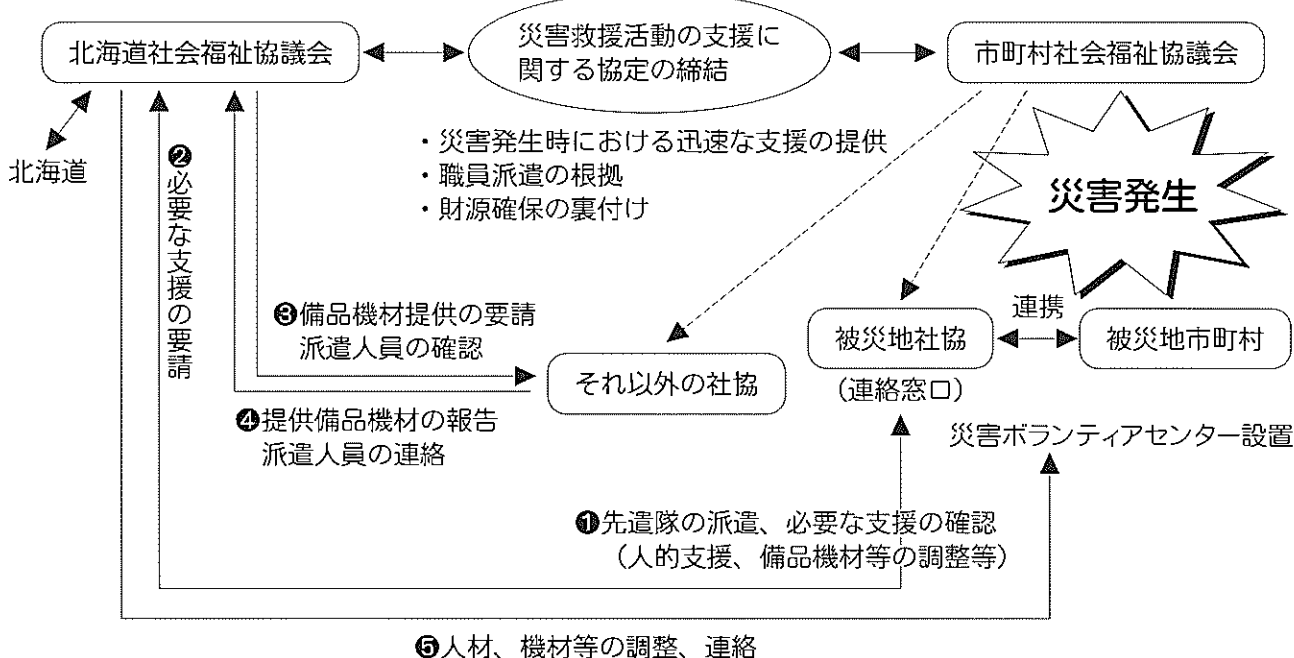
近年の自然災害は局所的なことが多く、26年度白神地区での大雨災害が記憶に残ります。

災害救援活動に関するフローチャート(イメージ図)

- ・道社協災害救援行動指針の整備
- ・災害救援担当者の(連絡窓口)の配置
- ・災害救援に関する研修の実施、受講
- ・災害救援用備品機材の確保

緊急時の連絡体制
必要備品の調整
迅速な対応

- ・災害ボランティアセンター等マニュアル整備
- ・災害救援担当の配置
- ・災害救援用備品機材の確保
- ・災害救援用備品機材の確保



松前地域福祉交流センターゆいっこ

● ● 共生型事業の紹介 ● ●

地域福祉交流センターでは共生型事業の一環として、下記の事業を実施しています。

教室講座開催予定は **ゆいっこ通信**・**ほーぷ通信** の中面に、毎月予定表を掲載しておりますので、足を運んでいただくことを願っています。



寄付者ご紹介

平成21年度【寄付順】

字清部 山本 二三夫 様
 字江良 船尾 由子 様
 字福山 大丸 豊 様
 字大磯 水島 薫 様
 字豊岡 山本 隆 様
 字江良 小林 正一 様
 字豊岡 新山 陽子 様
 字江良 高橋 エミ子 様
 字江良 熊谷 充善 様
 字松城 太田 キヨ 様
 字館浜 松谷 敏子 様
 字福山 戸田 洋子 様
 字江良 木村 利幸 様
 字上川 山本 公裕 様
 字唐津 福島 妙子 様
 字福山 松前婦人の会
 会長 西村 トセ 様
 札幌市 海老子 勝正 様
 字札前 増川 若夫 様
 字福山 小坂 テツ子 様
 字愛宕 木村 篤 様
 字白神 村上 悦子 様
 字江良 高橋 春子 様
 字豊岡 藤丸 孝 様
 字茂草 八木澤 勝三 様
 字原口 東寺流御詠歌の会
 代表 可香 タサ 様
 字大沢 阿部 タカ 様

平成22年度

字静浦 (株)佐藤工業

代表 齋藤 義

字清部 新岡 満八 様
 字大磯 水島 薫 様
 字愛宕 木村 悟 様
 字荒谷 阿部 伸寛 様
 字荒谷 坪田 シツエ 様
 字唐津 羽二生 行雄 様
 札幌市 海老子 勝正 様
 相模原市 (株)栄建設
 三上 英明 様
 字江良 上野 忠利 様
 字館浜 松谷 瞳子 様
 昭和41年松前中学校
 卒業還暦を祝う会一同 様
 字清部 川原 久子 様
 府中市 清水 茂樹 様
 函館市 石山 千秋 様
 字白神 滝川 タミ 様
 字江良 上野 ユリ 様
 字福山 松前婦人の会
 会長 西村 トセ 様
 字弁天 鶴ヶ谷 栄蔵 様
 字朝日 泊 義光 様
 字荒谷 阿部 眞智子 様
 松前町 ふとつばら母さん 様
 字豊岡 大内 政江 様
 字福山 佐藤 愛子 様
 字朝日 吉崎 芳生 様

平成23年度

字大磯 金澤 家 様
 字唐津 三上 清子 様
 字赤神 西村 商店 様
 字江良 江良婦人会 様
 代表 可香 タサ 様
 字原口 東寺流御詠歌の会
 字大磯 神カヨ子 様
 字唐津 神カヨ子 様

札幌市 海老子 勝正 様
 字弁天 山本 益也 様
 字大磯 水島 薫 様
 字白神 白神婦人会
 会長 西村 朝子 様
 字白神 吉村 友宏 様
 字弁天 伊達 リサ 様
 字松城 西山 清美 様
 字月島 依田 栄治 様
 字江良 渡辺家御家族一同 様
 字静浦 阿部 明美 様
 奈良県 倉中 由美 様
 字朝日 泊 義光 様
 横浜市 西井 一子 様
 さいたま市 武藤 トミ 様
 字清部 佐藤 實 様
 字大磯 水島 薫 様
 字福山 松前婦人の会
 会長 西村 トセ 様
 字江良 セラーズ渡辺 様

【一円募金箱】

平成24年度

字朝日 小川 正紀 様
 字江良 長谷川 桂子 様
 字福山 尾坂 キヌ 様
 字福山 工藤 冴子 様
 字江良 セラーズ渡辺 様
 字大磯 水島 薫 様
 字建石 今本 喜二蔵 様
 字大磯 塚田 セツ 様
 字福山 松前婦人の会
 会長 西村 トセ 様
 字荒谷 大野 チエ 様
 カルチャーダンスサークル
 字原口 原口東寺流御詠歌の会
 字唐津 専念 寺 様
 字大磯 柳原 家 様
 札幌市 海老子 勝正 様
 字江良 上野 節子 様
 字原口 吉田 千代次 様
 字館浜 高橋 要一 様
 字白神 川内谷 タミ 様
 字弁天 工藤 シズ子 様
 字江良 船尾 節子 様
 松前中学校昭和44年卒業生
 還暦を祝う会 様
 字大沢 川瀬 輝夫 様
 字大磯 柳岡 正男 様
 松前町 キルトサークル松前

平成26年度

- 字大山 岡田紀雄様
- 字福山 松前婦人の会
- 会長 西村トセ様
- 字大磯 工藤美智子様
- 字博多 三浦久子様
- 松前町
- カルチャードンサーズサークル
- 字豊岡 桂秀子様
- 字博多 荒谷ヒサ子様
- 字原口 清水智子様
- 字原口
- 原口東寺流御詠歌の会
- 字札前 濱村明美様
- 札幌市 海老子勝正様
- 字大沢 野戸栄一様
- 字清部 佐藤實様
- 函館市 佐藤富士雄様
- 字大磯 工藤美智子様
- 字札前 濱村明美様
- 字茂草 福野利恵子様
- 松前町 キルトサークル松前
- 字福山 松前婦人の会
- 会長 西村トセ様
- 字大磯 土谷房子様
- 字江良 船尾弘子様
- 字原口 原口東寺流御詠歌の会
- 代表 清水智子様
- 字大津 福井雅隆様
- 各年度共通匿名寄付者様

松前町社会福祉協議会への寄付金に対して、心よりお礼申し上げます。
 寄付金につきましては、社会福祉協議会が取り組む福祉活動財源として
 大切に活用させていただきました。また、社会福祉法人に対する寄付金は、
 税控除の対象となりますことをお知らせいたします。

ボランティア活動保険制度加入 と一部助成のお知らせ

ボランティア活動を自主的に取り組んでいるグループや個人の方が町内にもおられると思います。
 ボランティア活動中における本人や対人に対する補償を行う保険制度です。
 全国社会福祉協議会がまとめ役となっておりますので、掛け金も割安となっております。
 また、社会福祉協議会では、自主的に取り組んでいる場合に、保険料の一部を助成させていただいておりますので、ご相談ください。
 平成27年4月以降の保険加入については、平成27年3月中旬より受付いたしますので、お知らせいたします。



心配ごと相談所を開設しています

松前町社会福祉協議会では、毎月第三水曜日午後から心配ごと相談所を開設しております。

相談内容は秘密厳守。相談内容によっては、関係機関へ橋渡しをいたします。

心配ごとや悩みごとがあると日常生活も落ち着かないものです。そんなときは心配ごと相談所へ来てはいかがでしょうか。情報提供や助言、解決方法のアドバイスを受けることにより問題や心配ごとの解消につながる一歩になると思います。

社会福祉協議会では、次の事業を実施していることから、担当職員が随時対応いたしますので、お気軽にご連絡、ご相談ください。

実施事業

- *訪問介護事業
- *居宅介護支援事業
- *日常生活自立支援事業
- *地域活動支援センター事業
- *心配ごと相談事業

*生活福祉資金相談事業

*共生型事業

などなど。実施しています。

相談内容にはこんなことも……

例：家族介護が大変なので相談したい。

例：おむつ交換の方法がわからないので教えてほしい。

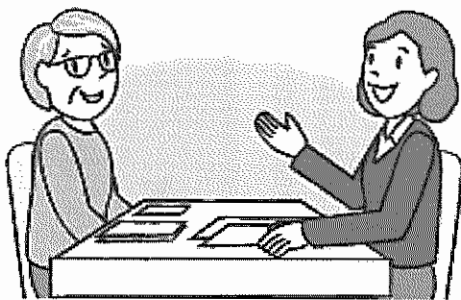
例：自宅で安全に介護したいのでいろんなことを教えてほしい

例：子どもの修学資金など制度を教えてください。

例：財布をしまい忘れることが多くなってきたので、金銭管理をお願いしたい。

心配ごとや不安なこと、これから準備しておかなければならないことなどあると思います。

落ち着いた安心な日常生活を送るためにも、相談所の利用をお待ちしております。



松前町社会福祉協議会

電話 42-2270

編集後記

『社協だより』休止から、相当期間が経過してしまいました。お詫び申し上げます。

心機一転、『社協通信』として再スタートいたします。

町民の皆様にご一読いただけるような情報提供、紙面づくりに心がけますのでよろしくお願い申し上げます。

自助、共助、公助という考え方は、地域福祉や防災理念などに用いられる用語であります。

近年では、互助を追加する考え方が出てきました。

自分ではどうしようもできないことがあります。そこで地域の支援や行政の支援の考え方ができます。いわゆる、福祉サービスやセーフティネット。

松前町の福祉に、4つの『助』が重層的に関わり、可能な限り住み慣れた地域で、安心安全な地域生活を送られるよう、住民参加で町づくりを目指すのが、社会福祉協議会の役割と考えています。